

## 平成28年度第1回 福岡市中央卸売市場市場取引委員会 議事録

1. 開催日時 平成28年8月17日(水) 14:00～
2. 場 所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場市場取引委員会委員 14名(別紙委員名簿参照)  
欠席：山本委員  
市側：農林水産局長 外14名
4. 傍聴人 なし
5. 議 題 (1) 委員長及び副委員長の選任について
6. 報 告 (1) 「第10次卸売市場整備基本方針」について  
(2) 「卸売市場法施行規則」の一部改正等について

### 7. 会議内容

農林水産局長あいさつ、委員紹介の後、議事に入る。

#### 【議題1 委員長及び副委員長の選任について】

委員長は、市場取引委員会運営要領により、笠康雄委員を選任した。

副委員長は、市場取引委員会運営要領により、甲斐論委員を選任した。

選任後、委員長及び副委員長は席を移動し、それぞれ就任あいさつを行った。

あいさつ終了後、福岡市中央卸売市場業務条例の規定により委員長が議長となり、再び議事に入る。

#### 【報告事項1 「第10次卸売市場整備基本方針」について】

#### 【報告事項2 「卸売市場法施行規則」の一部改正等について】

報告事項1及び2について、関連があることから事務局より続けて説明し、質疑応答に入る。

#### 質疑応答の内容

委 員：卸売市場法施行規則改正後の、「市場における取引の秩序を乱すおそれがないと開設者が認めるとき」について、具体的な判断の材料はあるのか。

事 務 局：承認の要件として、輸出の契約において数量の上限や、入荷量が著しく減少した場合の措置を定めることとされている。契約に定める輸出の数量や、入荷量が減少したときの対策が適切かといった点で判断することになる。

委 員：外国の食品事業者等とは拡大解釈ができるのか。

事 務 局：こちらの資料では、外国の食品事業者等となっているが、基本的に取引の相手方は輸出を行う相手方事業者と考えている。

- 委員：今回の改正は、市場の設立要件を揺るがしかねない内容を含んでいると考えている。卸売業者はその販売について、販売原始記録を全て市に提出しているが、直荷引きに関して、仲卸にも同様の対応を義務付けるということか。
- 事務局：輸出に関する契約に基づいた取引については、事前に市へ届け出て承認の可否の判断を受けることとされているので、仲卸が行う輸出に係る直荷引きについても、当然市への届出が義務付けられることになる。
- 委員：事前審査について、工業製品等出荷に時間をかけられるものであれば可能であると思うが、生鮮食料品のように出荷を速やかに行わないといけないものについては、原産地証明でも問題となっているように、時間的な制約がある中での把握、審査は困難と考える。冷凍食品等に限れば別だが、我々が経験する限りではタイムリーに対応するのは国でも難しい状態のため、制度が先行するよりもまずは実態把握に努めた上で検討すべきではないか。
- 事務局：鮮魚、青果、食肉の各部で輸出のニーズがそれぞれ異なり、またそれぞれの部の中においても、品目によって冷凍物、産地から直接集荷したもの、他市場から集荷したものなど、多様なニーズが存在するため、開設者としても実態を充分把握した上で対応していきたい。
- 委員：卸売業者は集荷、販売した品について売上割使用料を支払っているが、仲卸が直荷引きした品についてもきちんと把握し、使用料の対象とするということか。
- 事務局：事前承認をした後の取引となるため、十分に把握できると考える。
- 委員：把握は非常に難しいのではないかとと思われる。現状、卸売会社の販売については全て開設者に報告しているが、仲卸業者の直荷引きについては、開設者が把握できておらず、どこの中央卸売市場でも問題になっている。輸出において、直荷引きを行う仲卸業者は卸にとって競争相手となるのであり、売上割使用料について、卸は支払うが仲卸業者は払わないということになると、公正な競争とならない。承認の要件だけでなく公正な競争ができる仕組みを考えてほしい。
- 事務局：卸売市場法施行規則の改正条文を見ると事前承認、報告等を求めているため、直荷引きの数量は開設者で把握できると考えているが、関係業者の方はいろいろなご意見があると思われるので、各部の市場取引委員会で意見をいただき、対応していきたい。
- 委員：今回は輸出に関する特例としての第三者販売、直荷引きの話であるが、通常の部分も含めて直荷引きを開設者がきちんと把握するのは難しいと感じる。新市場への移転の際、開設者にお願いし、直荷引きをさせない方向で検討した経緯が有るが、トラック一台一台確認するわけにもいかず、現在、そのような取組はされていないと認識している。仲卸業者においても直荷引きをする業者、市場取引の中で対応する業者等温度差があり、押しなべて進めるためには、市の指導、把握が必要と考える。輸出促進の中でこの状況が緩和されると思うが、

事前承認、届出制のルールがあったとしても、守らない業者が出てくる可能性は高い。

また、輸出については、果物であれば品質、味で勝負できるが野菜については価格差の問題等もあり、本格的に取り組むのは実際には簡単なことではなく、かなりの努力が必要なのではないかと。

委員：輸出に係る第三者販売と直荷引きについては、食肉市場には当てはまらない。まず、直荷引きについては仲卸業者がいないためありえない。次に、第三者販売についてだが、卸売業者は牛豚の骨つきの枝肉という単位で販売をしている。一方、輸出は部位別に仕分けされた後にロースとヒレを中心に行われるのが通常である。そのため、自然と食肉の輸出は民民の取組みに限られ、卸売市場そのものがかかわることはないという実情である。

議長：今、各委員より懸念等のお話があったが、その旨を十分に受け止め、今後対応策を検討してほしい。他に何か意見があるか。

委員：生産者から消費者まで、川上から川下までを市場が結ぶのが本来の流れであるが、直荷引き等を認めるにあたり、市場取引を乱すおそれがないよう、過剰な輸出により国内向けの供給を損なうことがないようにといった対応が書いてあるが、このチェックは開設者がしっかり行わなければならない。直荷引きに伴い発生する対応については、チェック機能を市が打ち出す必要がある。国が法律を改訂するというので、全国の市場が対応していくと思うが、福岡市は産地市場であることを踏まえ、しっかりと独自の対応をとってもらいたい。業界の方としっかり話をして対応を決めるべきであり、仲卸の方もこういう会議に参加していただいたり、意見ヒアリングを行う等して、業界の方が納得いく形で条例改正を行ってほしい。消費者である市民のもとに美味しいものが届く流れが本流であり、そこに支障が生じないようにしていただきたい。また、市としては、これを行うことでどのような問題や懸念があると考えているか。

事務局：輸出に関して、どういったニーズがあるのかという問題がある。品目によっては、収穫・漁獲される時期・量の違い等の安定性を欠くものの輸出も考えられる等、様々な状況の下でどういった輸出がなされるのか、開設者でも十分に把握できていない状況があるため、そういったところでどう対応していくのか、また卸売市場の本来機能を損なわないことが大原則と考えているため、そこを踏まえてどのように円滑に進めていけるかが課題と考えている。

委員：生産者から消費者までの流れが本流であるため、関係者の皆さんの意見のヒアリングもしっかりやっていただきたい。

委員：JA等が輸出に対し、積極的に取り組まれている事例も見受けられるが、卸売市場が輸出に取り組む上での強みを教えてほしい。

事務局：安定した集荷や、必要に応じた最終消費地へ向けての分荷ができるという卸売市場本来の機能を活かすことができ、輸出にあたって、安定した共通品目の確

保、季節を通じた確保等のためには、非常に有効であると考えている。また、大きな強みの一つとして、代金決済機能がある。輸出は海外を相手方とした取引であり、生産者にとっては相手方から確実に代金回収できるのかが不安要素であるときいており、卸売市場の代金決済機能を活用できると考えている。

委員：輸出の促進により、市場外流通が拡大していくことになると思われるが、どのように対応すべきと考えているか。

事務局：市場外流通の規模が拡大している中で卸売市場の活性化をどのようにしていくかは大きな課題と考えており、農林水産物の輸出が市場外流通の中で行われている現状に対し、市場の特性を活かし、市場の輸出拠点化を図れないかというのが今回の改正の狙いである。開設者としては、市場の活性化につなげるため、取引の増加ができるよう、各業界の皆様の意見を聞きながら進めていきたい。市場外流通の増加に対し、卸売市場としては、市場の特性を活かした取組を進めることが必要と考える。

議長：非常に重要な問題であるため、各委員よりいろいろな意見が出ているが、受け止めながら、取り組んでいただきたい。最後に、食品流通についての有識者である委員より、意見を求めて終わりたい。

委員：今までの議論がまさに核心部分と思われる。直荷引きの商品については、手数料を取るのか。出荷者としては卸売業者より仲卸業者に出した方が手数料の負担を免れることとなるため、輸出のための集荷において卸売業者が不利になるのは明白であり、その点の公平性をいかに保っていくのかがやはり核心と思われる。ルールと現実をどうやって調整していくかが大きな課題と考える。

議長：大変分かりやすく解説していただき、感謝する。事務局として、ただ今のご意見に対して何かあれば。

事務局：現時点で明確にお答えできるものはないが、頂いたご意見や、示された課題については、今後各市場取引委員会等でご意見をいただき、それらの意見を踏まえながら、第2回の委員会において、再度協議に諮らせていただきたい。市場活性化に向け、生鮮食料品の安定供給、公正な取引を念頭に取組んでいきたい。

質疑応答終了後、他に意見がないことを議長が確認し、事務局より事務連絡を行った後、委員会終了。